

【読解例と解説】

今回は、1点の古文書を課題としましたが、同じ文字が繰り返し使われていることに注目しましょう。

ただ、くずしの度合いにより、同じ文字でも見た目が全く異なる場合があります。「候」、「御」「可」「被」など頻出の文字はかなりくずして書くことが多いようです。

「候」のくずし字

今回の課題には、「候」という字が全部で5か所に使われています(右の読解例参照)。「候」は文末や文のつなぎ目に使われる文字なので、この字が読めれば文の切れ目がわかり、読解力がぐんと向上します。

「候」のくずし字は独特の形をしているので、この形をぜひ覚えてお

いてください。表題と本文に1か所ずつある「奉願候(願いたてまつりそうろう)」はよく使われる表現で、目上の人(ここでは宛先の代官)に対し「お願い申し上げます」という意味です。これに似た表現では、「奉願上候」があります。

また、特に赤字で示した「**候**」はかなりくずされており、ほとんど「、(点)」のように見えます。この赤字で示した「候」は、それ単独では読める人はたぶんいないでしょう。ただ、これは直前に「被下置(下し置かれ)」とあるのでこの字を「候」と読め、「候様に」と読み下すことができるというわけです。

資料の性格と内容について

課題として示した古文書は、実際に代官に提出された原本ではなく、「案文(あんもん)」または「控」とよばれるものです。正式な願書である原本(印があるもの)はこの場合代官に提出してしまうため手元に残りませんが、その控えとして作成された文書とみられ、このような形式の古文書は、庄屋など村役人を勤めた家などに伝えられることが多い古文書です。

資料の内容は、坂井郡北村の庄屋・長百姓が、このたびの大風で作物(立毛)に風損が生じたことを幕領の代官に報告し、御見分(検分、立会検査)を願ったものです。これが認められたどうかは資料がないため確認できませんが、最終的に年貢を減免してもらうことを念頭に置いてこの文書を作成したことがうかがえます。

課題の□に入る文字を太ゴシックで示しました。

乍恐口上書を以奉願候

一、当村之儀、当八月十日同十一日ノ大風ニ而
田地立毛莫太(大)損亡仕候而、百姓迷惑
難儀至極**仕候**、乍憚右**損亡**之処
御見分被為遊被下置**候**様ニ奉願候、以上

坂井郡北村庄屋 五右衛門
同村長百姓 藤兵衛

延享元年子八月十四日

御代官様